



りあん

Vol.16
2022

～きずな～



会員数 R4.1.31

施設会員…372施設
個人会員…5名
団体・賛助会員…7施設

令和4年度に向けて

令和4年度を迎えるにあたり、会員の皆様のご活躍とご健勝を心よりお喜び申し上げます。

皆様方には当協議会の事業に多大なるご支援、ご協力を賜り心から感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症が発症してから2年が経ち、第5波の感染拡大においては経済・医療をはじめ、あらゆる面において緊張感が高まり国民のワクチン接種が一気に加速しました。また第6波に突入し、今までにない感染拡大となっています。しかし、感染拡大はしていますが、今回は経済を止めずに対策を講じながら世の中を動かそうとしています。まさにwithコロナです。

在宅では第5波においては、在宅療養者が増え訪問看護ステーションの運営は大変だったのではないかと思います。その様な中、大きな不安を抱えながらも安全に配慮しながら使命感を持って訪問看護の仕事に取り組まれている皆様に心より敬意を表するとともに感謝申し上げます。

利用者の方々は、訪問看護の皆様からの懸命な看護により「安心」をもらい、今の生活があると思っています。

この様に新興感染症をはじめ自然災害、大災害などの緊急事態に遭遇した場合においても訪問看護を継続、または速やかに復旧する計画・対策を立てることが大切です。この計画が事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)であり、令和3年度の介護報酬の改定において介護施設・事業所では事業継続計画の策定が義務付けられました。全ての介護サービス事業所を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施が義務付けられ、3年間の経過措置後の令和6年から義務が発生することになります。昨年11月26日に行われた「中央社会保険医療協議会 総会(第500回)」でもBCPが取り上げられており、すでに事業を運営している経営者も今後は事業継続計画を立てなければならなくなります。

愛知県訪問看護ステーション協議会では、令和3年度の重点事業として『BCPの策定』を掲げ、災害研修において「BCPの作成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を企画し参加者全員が自施設におけるBCPの作成に取り組みました。令和4年度も継続し会員の皆様の支援をしていきたいと考えています。

また、当協議会では会員を増やすために鋭意努力をしています。令和4年1月現在の施設会員数は372施設で年々増加はしていますが、県への届出事業所889施設の41.8%と半数にも満たない状況にあります。これからの愛知県の訪問看護事業の発展とサービスの質の向上を目指すためには、多くの会員の力が必要です。是非多くの施設が会員になっていただきたいと思います。令和3年度に愛知県看護協会に設置した訪問看護総合支援センターとも連携を行い、更に会員の皆様の支援を行います。

令和4年度も会員の皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。



愛知県訪問看護ステーション協議会
会長 三浦 昌子

コロナ禍最前線 ～自宅療養者への対応～

新型コロナウイルス感染症拡大の第5波において、愛知県内の陽性者数はピーク時は1日あたり1876名、病床利用率は64%となりました。今回、病床がひっ迫する中、急激に増加した自宅療養者への訪問看護を提供された訪問看護ステーションの方よりいただいた訪問看護の実際や課題、今後の展望などを紹介します。

安心できる体制を整えるために

COVID-19陽性自宅療養者への訪問看護のガイドラインでは15分以内訪問を推奨していますが、状態観察や看護ケア、ご家族の対応まで行くと時間が足りません。そこで保健所やケアマネジャーと連携を図り、訪問介護を導入した結果、負担を減らすことができました。

今回の活動では、実働した事業所が少なく、マンパワーや移動距離の負担がありました。保健所で担当エリアを分け、訪問看護、訪問介護で介入ができると感染した本人だけでなく、家族も守ることができます。濃厚接触となった家族が自らの感染に怯えながら時を過ごすのではなく、家族が安心できる体制が今後構築されると良いと思います。介入した社会資源全てに補助金などの支援が行き渡り多職種で乗り越えられる世の中になって欲しいと切に願います。

(みんなの訪問看護リハビリテーションすまいる 管理者 神谷 春男)

スタッフの不安を解消する取り組み

コロナ陽性自宅待機者への訪問看護をスタートするにあたり、スタッフが受け入れられるのか離職するのではないかと、非常に心配でした。そこでスタッフの不安を知るために、アンケートをとり対策を考えました。対応した事は、特別手当の支給や感染時の保証、専用スクラブの準備、シャワーの利用、コロナ専用シフト作成など行いました。結果、スタッフの約半数が訪問可能と答えてくれました。また、マニュアル作成やPPE着脱練習、初回訪問時の管理者同行を伝えるとスタッフの不安も和らいだ様子でした。訪問できないスタッフへの誹謗中傷や離職もなく、チーム一丸となり準備対応してくれたスタッフに感謝しています。

(豊田地域訪問看護ステーション
管理者 田辺 貴子)



訪問時の感染対策について

当法人では「うつらない!うつさない!」をモットーに、个人防护具の準備や事業所環境を整えるなど、感染状況に注視した予防策の徹底とPPE使用基準を決め取り組んできました。

今年度に入り名古屋市の要請に基づき、自宅療養者への訪問についても受けることを決めました。8月に入り感染者数が徐々に増え、日に日に自宅療養者数が増加し、入院病床のひっ迫とともに訪問看護の依頼を受けることになりました。事前に電話で状況の確認と換気やマスク着用のお願いはしましたが、独居でワンルームでは防護服の着脱場所の確保も難しく、また認知症の方や外国人の方の訪問依頼もあり、ご自身の状況も理解されず、看護師の指導もどこまで理解していただけたか不安が残りました。暑い中で防護服着用し、汗が目染みて点滴の針がなかなか血管に入らなかったこともありました。

看護師自身や家族の感染に対する不安は常に持っていました。第5波は収束し、当法人で訪問対応した利用者様全員が、快方に向かわれたことが何よりでした。

((一財)名古屋市療養サービス事業団
在宅療養部 訪問看護課長 近藤 佳子)

コロナ患者を訪問して

9月初旬、第5波で常滑市の感染者も急増し、開業医からの依頼で即日訪問を開始しました。訪問すると、保健所と電話がつかない、家庭内感染で家族全滅、夫が重症のSASなど、不安でいっぱいの患者がそこにいました。50代の男性は急激に重症化し救急搬送となりました。泣きながら母親の足にしがみつき、父親を見送る女の子の姿が目につくにつれて、自身の無力を痛感しましたが、その後退院したと電話があり「心強かった」と感謝の言葉をいただき、涙があふれました。今回、コロナ患者の訪問を行い、患者が求めている真のニーズを知り、フィジカルアセスメント、臨床推論能力、判断力の必要性を痛感する機会となりました。

(常滑市民病院訪問看護ステーション
管理者 渡邊 和子)



ホームページ更新のお知らせ

「訪問看護とは」の更新

県民向けの「訪問看護をご存知ですか」の動画を作成し、YouTubeでご覧いただけるようにしました。クイズ方式で、訪問看護についてわかりやすく解説していますので、訪問看護のサービスについて様々な場面でご活用ください。トップページの画像をクリックするだけですぐにご覧いただけます。

「各種届出のご案内等」の更新

災害や感染症により、事業所の業務を一時的に縮小せざるを得なくなった場合の、利用者の皆さんへのお知らせ・説明文や同意書の文例を作成し、メニュー画面「各種届出のご案内等」に掲載しましたので、非常時の際にご活用ください。



特集

令和3年度 災害看護研修会報告

～発災時に動けるレベルでBCPを学び、作成する～

令和3年4月の介護報酬改定では、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスの提供が継続できるよう、業務継続計画(BCP)の策定が義務付けられました。このため当協議会では、全ての会員施設でのBCP作成を目指し、令和3年度の重点事業として「訪問看護ステーションのBCPの策定」を取り上げ、災害看護研修会を開催しました。

日時 Ⅰ 令和3年10月16日(土) Ⅱ 11月20日(土) Ⅲ 12月18日(土)
各日 13:00～16:00 オンライン

内容 Ⅰ プログラム導入と組織構築 リスクアセスメント
Ⅱ インシデントマネジメント 業務影響分析
Ⅲ 業務継続のための戦略 業務継続計画の開発と構築
連携BCP・地域包括BCP

講師 慶応義塾大学医学部 山岸 暁美 (保健医療学博士・在宅看護専門看護師)

参加者 23名



～研修を終えて～

新型コロナウイルスが日本に蔓延してから、2年が経とうとしています。この2年間、各訪問看護ステーションでも、スタッフ、利用者様、地域を守るために努力を続けてきたことと思います。その中で、濃厚接触者が出たらケアをどう続けるか、利用者様をどう守るか悩まれたこともあると思います。そういった時にBCPが役に立つと改めて実感できました。BCPは、オールハザードに対応するものと言われています。それは、感染症や、風水害だったとしても、初期対応は、災害マニュアルで対応し、理由は何であれ、稼働できるスタッフ数が減るという現状に対して、優先業務をどう絞り対応していくか、またその備えをするかという特性にあります。その備えは、BCPを穴埋めで創っても十分にはできないことも研修を終えて感じました。今回23ステーションがこの研修を修了されました。彼らと共に、BCPを広めていくことで、防ぎえた災害死(PDD)が減ることに繋がっていくと思います。

今後は、BCPを広げるだけでなく、ステーション間での連携型BCPの作成をし、感染症、地震、風水害が来たとしても、利用者の皆様の命を守れるよう、県下ステーションで力を合わせていきたいです。

(愛知県訪問看護ステーション協議会 研修委員長 藤野 泰平)

～研修を終えて～

私たち訪問看護師は災害時においても社会インフラとして住民(ご利用者)を守る責務があります。その為には、優先業務を洗い出しておく、災害発生時に限られた資源を優先業務に投入する、その為にどのような備えが必要かを平時から考えて対策する必要があります。それがまさに事業継続計画「BCP」です。

この研修会での学びを広げ各ステーションでのBCP策定が進むことが目標ですが、その次のステップでは多職種、多機関の「連携型BCP」が必要です。各ステーション間の連携体制の構築はもちろん、今後は地域の病院や往診を行う医療機関、ケアマネジャー、行政(市区町村)や保健所や民生委員などとの連携を盛り込んでいくことが必要だと考えています。

(ファシリテーター みんなのかりつけ訪問看護ステーション瑞穂 災害看護専門看護師 大久保 貴仁)

～受講者の声～

令和3年度の介護報酬改定において、BCPの策定が義務付けられたことにより、「BCPって何?」「何から手を付けたいの?」と頭を抱えていたところにこの研修があるとの情報を得、「濡れ手に粟」と参加しました。もちろん労なくして得るものではありません。3回の研修の中で出された課題をこなすことにより、今まで曖昧のまま過ごしていた会社のヒト、モノ、カネの動きについて改めて考え直す良い機会となりました。

被害の大きさによりあらかじめ緊急事態をいくつかに分類し、それぞれのレベルでの対応戦略を検討していくことが大切であることを学びました。地域ごとに分かれてのグループワークは参考になりとてもよかったです。

今後は、地域連携BCPの策定に向けて、地域のステーションが協力して取り組んでいけるよう働きかけていきたいと考えています。「平時にできないことは有事に出来るわけがない」という講師の言葉が印象に残りました。

(訪問看護ステーション「トント」 水谷 智子)

～受講者の声～

私は山岸暁美先生の災害研修を受講し、BCPへの理解が深まりました。私が以前作成したBCPは、組織方針と体制、リスク頻度と影響、指揮者マニュアルが不十分でした。山岸先生が作成されたテンプレートに順に記入していくと、学習しながら必要性を理解した上で、簡単にBCPの作成が出来ます。更に作成段階でスタッフと共に学習会をしたことで全員が危機意識をもつことが出来ました。今後はスタッフ間や療養者との連絡訓練、災害時訪問療養者のトリアージ、災害時個別計画の見直しを繰り返していかなければと考えています。また地域の訪問看護ステーションとも話し合いをし、災害時の協力体制を整えたいと思います。

(訪問看護ステーションさわやか 小椋 泰子)

特定行為研修修了者の活動報告

2019年、名古屋大学附属病院看護キャリア支援室の特定行為研修を受講しました。パッケージ化がされる前であり、呼吸器（長期呼吸療法）に関するもの・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連を修得しました。

現在、みなし訪問看護として、在宅療養者や併設施設の入居者の気管カニューレの定期交換を実施しております。看護師が特定行為として実施することでのメリットとして、施設の利用者であれば施設看護師と連携し、閉塞が懸念されたら早めに交換を実施することができます。訪問診療で交換していた事例では、診療と交互で訪問看護が介入し実施することとしました。これまで家族介護者が多忙な医師を待たせないようにと慌ただしく介助をしていましたが、看護師と一緒にカニューレの汚染状況や、肉芽を確認することができます。本人・家族は、診療時間は医師と落ちついて話ができるようになり、それでも相談し忘れたことは、訪問看護時に対応することができます。

研修を受講してよかったことは、手技のみでなく臨床推論等、看護実践の場面で活かせる知識が得られたことです。現在、追加区分の受講をしています。今後も安全な実施範囲を踏まえて、在宅療養者を支援したいと思います。

(一里山・今井病院 浅井 みどり)



令和3年度 訪問看護ステーション東海北陸ブロック交流会報告

東海北陸地区（愛知、岐阜、三重、静岡、福井、富山、石川）の協議会の会員が集まり情報交換できる機会として、輪番制で各県が担当になり毎年開催されています。本年度は静岡県の担当で、オンラインで開催されました。

日時 令和3年10月29日(金) 16～18時 **参加者** 100名 **内容** 1 各県の取り組み報告 2 講演会

愛知県からは7名が参加しました。内容は幹事の静岡県の紹介、講演会、各県の取り組み報告でした。愛知県は研修開催、新型コロナウイルス感染症に関する支援等について森田副会長が報告されました。

講演会では漫画家であり看護師である広田奈都美氏が「漫画家が魅了された訪問看護の世界」をテーマに、ナラティブの視点から患者と看護師の関係性等について話されました。広田氏は友人の「訪問看護って楽しいよ、看護をしている実感がある。」という言葉をきっかけに訪問に同行し取材を重ねたそうです。そして訪問看護は家族（家庭）の中に入っていく感覚であり、ベッドサイドにその人の大切な物が置かれている、家に生活の全てがある、看護師はそれらからその人の人生、価値観を物語として捉え、患者に寄り添っていると感じたそうです。また著書「ナースのチカラ」は、看護師がいかに日々悩みながら現場にいるのか看護師を主人公にした漫画です。ぜひ一読したいと感じました。

私は一昨年、蒲郡で開催された交流会に参加しましたが、親睦会では一同が会し、県ごとに歌や踊りを披露するなど、とても楽しい時を過ごしました。愛知県は前会長の音頭取りで参加者全員が舞台上上がり大きな声で唄い、笑いあいました。オンラインでの研修が当たり前になった昨今ですが、一日も早く以前の日常に戻ることを願うばかりです。

来年は富山県が幹事です。皆さんも参加しませんか。

(理事 中崎 聖子)

訪問看護サミット2021（日本訪問看護財団主催）に参加しました

日時 令和3年11月6日(土) 13～17時 オンライン開催 **参加者** 650名

テーマ どんな時も共にある訪問看護を目指してポストコロナの最善のシナリオを描こう！

内容は、①ポストコロナ時代の看護職のあり方についての特別講演②新型コロナウイルス感染者に向き合った実践報告③虐待防止やコロナ禍のメンタルヘルスの教育講演④BCP活用の実際についての鼎談でした。

特に印象に残った内容は、特別講演でした。波平氏は新型コロナウイルス感染症の中で患者にとって最も必要なのは「見守り」であり、それは「患者の大きな安心」となると語られました。今までに経験をしたことがないコロナ禍で利用者についてと同じケアが行なえず、ジレンマを感じている訪問看護師は少なくないと思います。どんなに短い時間でも利用者への的確な状態観察と判断、適切なケア提供は、利用者の安心感につながるとあらためて感じさせられました。またこのような状況だからこそ、訪問看護の役割や看護の本質についてみんなで考えることが大切ではないかと思いました。

今年のサミットは、ポストコロナの時代を支える訪問看護の意気込みが感じられる内容で、看護の質を高めるヒントを得ることができました。

(愛知県看護協会 真下 美枝子)

業務委員では、会員の皆様を対象に「なんでも相談」を行っています。令和3年度に寄せられた相談より一部を紹介します。

Q 障害者施設の入所者への訪問看護について

往診した医師から、障害者施設に入所中の方に、夜間看護師が不在なため、吸引を行って欲しいと特別訪問看護指示書が発行されました。障害者施設の入所者への訪問看護は可能でしょうか。

A 指定障害者支援施設（生活介護を行う施設に限る）は特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）等に含まれ、訪問看護基本療養費の算定は末期の悪性腫瘍の患者に限り可能となります。そのため、障害者支援施設への訪問を行った場合は訪問看護基本療養費の算定が不可となっており訪問できません。ただし、障害者支援施設側が医療連携体制加算を算定し、訪問看護ステーションは委託契約するならば訪問は可能です。

参考文献 ● 東北北陸厚生局 指導監査課に確認 令和3年8月11日
『厚生労働省「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取り扱いについて」の一部改定について』
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/64751/20200327.pdf>

Q 新型コロナウイルス感染症の臨時的な取り扱いについて

医療保険の訪問の方に、週3回訪問した上で、別の週の別日にコロナ電話対応加算は算定できるでしょうか。

A 電話等で病状確認や療養指導等を行った場合、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いにより、当該月に1日以上訪問看護を提供している場合は、医療保険では訪問看護管理療養費のみ、週の訪問回数に関係なく算定可能です。ただし、医師の指示があり、利用者又は家族の同意が得られている事、電話等による対応の内容について記録に残すことが必要です。

参考文献 ● 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その14）
事務連絡令和2年4月24日 厚生労働省保険局医療課 <https://www.zenhokan.or.jp/new/new1179/>
● 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第10報）
事務連絡令和2年4月24日 <https://www.zenhokan.or.jp/new/new1178/>

新規加入事業所紹介

丸八訪問看護ステーション千成



令和3年8月に開設しました。現在、看護師3名、理学療法士2名、言語聴覚士1名在籍しております。中村区日ノ宮町に3階建ての建物があり、その2階が当ステーションです。1階には認証対応型のデイサービスがあります。また、同じ会社で居宅介護支援事業所もあるので、ケアマネジャーとの連携がとりやすいことが強みだと思っております。丸八の経営理念である「喜びの輪をひろげよう」をもとに利用者様、ご家族の方の心に寄り添い、ご希望に沿える支援をしていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いたします。

（管理者 石川 敦子）

訪問看護ステーション仁 刈谷



令和3年10月からステーション化をして、刈谷市築地町に事務所を構えています【訪問看護ステーション仁 刈谷】です！刈谷市を中心に知立、豊明、大府の訪問エリアで、看護師3人、理学療法士2人、作業療法士1人による訪問に伺っております。

利用者様に適切な訪問看護を提供できるよう、退院後の継続的な病状管理や、日々の健康状態のチェックまで幅広く対応致します。また、ちいさなお子さんからご高齢の方まで年齢問わずご利用頂けます。利用者様のお宅に安心・安全をお届けするために笑顔で誠心誠意対応します！

（管理者 金城 真侑）



愛知県訪問看護ステーション協議会 入会のご案内

会員特典

- 当協議会が主催する研修に会員料金で優先的に参加できます。(施設会員はスタッフ全員が会員料金)
- 会員専用「訪問看護なんでも相談」を利用することができます。
訪問看護事業所を運営していく上で疑問に思うことなどについてお答えします。
- 県等行政からの情報や訪問看護に関する最新情報等を受け取ることができます。
- 災害時等において、県等からの支援を迅速に受けられ、支援物資が届きやすくなります。



会員には次の4種類があります

- 施設会員 (会費 20,000円) 愛知県内の訪問看護事業者
- 個人会員 (会費 10,000円) 訪問看護事業所以外で勤務されている方で、愛知県内の地域ネットワークに関わるすべての方
- 団体会員 (会費 20,000円) 訪問看護事業を実施していないが、訪問看護と連携している団体の方
- 賛助会員 (会費 50,000円)

入会方法

*詳細は協議会ホームページ <https://aichi-vnc.com/> をご覧ください。

- ホームページから入会申込書をダウンロード
- 指定の口座へ会費を振り込み
- 受領書またはご利用明細を入会申込書へ貼って愛知県訪問看護ステーション協議会へ FAX (052-746-6011)

入会に当たって

- 入会は、毎年度ごとに更新手続きが必要です。
- 年会費は年度(4月1日～3月31日)単位の納入になります。
- 年会費の振り込み、入会申込書の提出をもって入会となります。



研修のお知らせ

訪問看護の質向上を目指し、令和3年度最後の研修として次の研修を企画しています。

診療報酬改定研修

*募集は終了しております。

日時 令和4年3月26日(土) 13時30分～16時30分

場所 ZOOMによるオンライン開催

講師 佐藤美穂子氏 公益財団法人日本訪問看護財団 常務理事

通常総会のお知らせ

令和4年度通常総会

日時 令和4年6月25日(土) 13時～16時

場所 愛知県看護協会 T1-A

提出議題

- 報告事項1 令和3年度事業報告
- 第1号議案 令和3年度決算書類の承認及び監査報告について
- 報告事項2 令和4年度事業計画
- 報告事項3 令和4年度収支予算
- 第2号議案 役員の選任について

講演会

理事会報告

令和3年度第2回理事会

開催日 令和3年11月16日(火)

協議事項

- 1 令和4年度通常総会の開催について
協議事項1は案のとおり承認された。

報告事項

- 1 令和3年度の会員数
- 2 令和3年度事業報告(4月～10月)
- 3 愛知県知事への要望書の提出について
- 4 訪問看護ステーション東海・北陸ブロック交流会報告

編集後記

今年度も新型コロナウイルスに翻弄された1年でした。三密回避の生活様式は今後も続いて行くようです。私達は日々最新情報を注視しながら、相手(ウイルス自体)を正しく理解した上で感染予防し、withコロナ時代を笑顔で過ごしたいと思っています。来年度も宜しくお願い致します。(広報委員会)



一般社団法人 愛知県訪問看護ステーション協議会

〒466-0054名古屋市中区円上町26-15高辻センター 3階 TEL:052-746-6007 FAX:052-746-6011 <http://aichi-vnc.com>

発行責任者/三浦 昌子 発行日/令和4年3月1日